

京都市告示第 114 号

介護保険法（以下「法」という。）第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者から，法第 115 条の 23 の規定に基づき，当該指定に係る事業所の指定内容の変更について，次のとおり届出がありました。

平成 21 年 5 月 15 日

京都市長 門川 大作

- 1 届出者の名称
社会福祉法人京都社会事業財団（会長 松原義人）
- 2 届出者の主たる事務所の所在地
京都府京都市西京区山田平尾町 17 番地
- 3 指定内容を変更した事業所の名称
京都市西京・北部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
（介護保険事業所番号 2604000014）
- 4 変更があった事項
事業所の所在地
- 5 変更の内容
変更前：京都府京都市西京区山田平尾町 46 番地
変更後：京都府京都市西京区松尾井戸町 36 番地
- 6 変更年月日
平成 21 年 4 月 1 日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）